

株主各位

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第17回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「主要な借入先及び借入額」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.boj.jp/>) に掲載しております。

株式会社バンク・オブ・イノベーション

(証券コード：4393)

1. 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

スマートフォンアプリ関連事業

2. 主要な営業所（2022年9月30日現在）

当社	本社：東京都新宿区
(株)バンク・オブ・インキュベーション	東京都新宿区

3. 主要な借入先及び借入額（2022年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社静岡銀行	234,129千円
株式会社りそな銀行	168,696千円
株式会社みずほ銀行	165,000千円
株式会社きらぼし銀行	156,080千円
株式会社三井住友銀行	126,740千円

(注) 2022年9月30日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしており、すべての社外取締役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

7. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判

断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

8-1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務執行が、法令、定款及び社内規程等に適合することを確保するため、企業理念を制定し、役職員はこれをコンプライアンスの視点をもって遵守する。
- ② 取締役会は、経営判断に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
- ④ 「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置する。
- ⑤ 取締役及び使用人の法令違反については、原因追究及び再発防止に努めるとともに、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
- ⑥ 「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する。
- ⑦ コンプライアンス委員会を設置し、関係法令を遵守する体制強化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存・管理を行う。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 「特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーの保護・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

- ② リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - ③ 危機発生時には、担当部門の部門長は、委員長及び事務局に直ちに報告し、事務局は委員長の指示を受けて、リスク管理委員会を開催するものとする。
- (4) 取締役（監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役は、情報共有を密に行うことにより、効率的に職務を執行する。
 - ② 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ③ 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社は、企業理念に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
 - ③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
 - ④ 当社は必要に応じ、子会社に対して業務の監査を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ① 監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会と協議のうえ、使用人を監査等委員会スタッフとして任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 - ② 監査等委員会スタッフを設置する場合には、取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - ③ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査等委員会からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。
- (7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項**
- 監査等委員会スタッフは、監査等委員会スタッフ業務について、取締役その他の上長等の

指揮命令を受けないことにより独立性を確保し、その任命や解任、考課及び人事異動は、監査等委員会の同意を得たうえで決定するものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役（当社の取締役については監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実を発見した場合には、速やかに内部通報窓口（内部監査室又は社外弁護士）に報告する。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、法令に従い、過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を担保する。
- ② 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ④ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の助力を得ることができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから、「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図る。
- ② 財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある内部管理体制の整備及び運用を行う。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ② 経営管理部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用人に「反社会的勢力対策規程」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備している。

8-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また取締役会には、当社取締役の職務執行の監督機能強化を目的として選任された社外取締役3名が常時出席しており、様々な意見交換が行われております。

なお、当事業年度において取締役会は15回開催されたほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

(2) リスクマネジメント体制について

当社グループは、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクの軽減と予防の推進、またリスクが発生した場合は迅速かつ的確に対処を行うことを目的として定めている「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、取締役会だけではなく、原則週2回開催される当社の経営会議やリスク管理委員会においても、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理を実施しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社グループは、新たに入社した使用人に対し、コンプライアンス研修を実施しております。また、取締役及び使用人がコンプライアンスを正しく理解し実践していくために、ハラスメント防止、個人情報・機密情報管理等に関する研修を継続的に実施するとともに、「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」を作成し、適時見直しを行いながら周知徹底に取り組んでおります。さらに問題の早期発見・未然防止を図るため、「内部通報規程」に基づき、内部監査室（社内窓口）及び社外弁護士（社外窓口）を通報相談窓口として設置しております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

(4) 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、連結対象である子会社と経営管理契約書を締結し、経営管理部が子会社の経営管理体制の整備及び統括を実施しており、子会社の財務状況やその他の業務上の重要な事項等については、子会社からの報告によって把握しております。また、子会社の監査は、当社の「内部監査規程」に準じて内部監査担当が実施し、業務

運営の適正性を確保しております。

(5) 監査等委員会について

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、当事業年度に実施された取締役会に出席し、監査等委員でない取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じて監督機能を果たしております。また、原則毎月監査等委員会を開催して監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。

9. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	490,943	468,383	△54,201	△182,838	722,287
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	69,985	69,985			139,971
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△838,454		△838,454
自己株式の取得				△201	△201
自己株式の処分（新株予約権の行使）		175,547		182,942	358,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	69,985	245,533	△838,454	182,740	△340,194
当期末残高	560,929	713,916	△892,655	△97	382,092

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	—	722,287
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		139,971
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△838,454
自己株式の取得		△201
自己株式の処分（新株予約権の行使）		358,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,231	17,231
当期変動額合計	17,231	△322,963
当期末残高	17,231	399,324

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）の変動事由
 新株予約権の発行による増加26,660千円及び新株予約権の行使による減少9,428千円

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社バンク・オブ・インキュベーション

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～3年

工具、器具及び備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ユーザー課金収入

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社グループが提供する有料アイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社グループがアイテムを提供した時に売上を計上しております。

ロ. その他（自社IP提供先から収受するレベニューシェア等）

当社は、自社で開発したゲームアプリを自社IPとして他社（以下、「自社IP提供先」という。）に著作物利用許諾を行っております。自社IP提供先は国内外向けのゲームアプリを開発し、プラットフォーム等を介して無料で提供するほか、アプリ内では有料アイテムを販売しております。当社はその売上の一部をロイヤルティーとして収受しており、その入金額が確定した時点で当社の売上として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。従来、該当する会計期間にユーザーが課金した金額（①）に、前期末（②）及び該当する会計期間末（③）においてユーザーが使用していない仮想通貨（未消費仮想通貨）を見積って算定した前受金を加減算（①+②-③）することにより、仮想通貨の消費時に売上を計上してはいたしましたが、当連結会計年度から、ユーザーが仮想通貨を消費した際に提供するアイテムの性質に応じて売上を計上する方法に変更しております。なお、当社グループがユーザーに対して提供するアイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、結果として従来どおりユーザーが仮想通貨を消費して当社グループがアイテムを提供した時に売上を計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	535,071千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、新作ゲームアプリの開発費の増加や「恋庭」の立ち上げによる広告宣伝費が大きく影響したこと等により、当連結会計年度末において税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を496,040千円計上しております。

この税務上の繰越欠損金については、繰越期間（10年）以内の一定の年数（2年）にわたる将来の課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）の見積額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。また、回収が見込まれる金額の算定における控除見込額のスケジュールリングは、当社取締役会の承認を受けた事業計画に基づいており、以下の仮定を以て見積もっております。

イ. 翌連結会計年度は新作ゲームアプリの配信開始に伴い、上半期には黒字に転換し、通期で連結営業利益を計上すること。

ロ. 翌々連結会計年度においても収益が堅調に推移し、引き続き連結営業利益を計上すること。

ハ. 新型コロナウイルス感染症による影響は、当連結会計年度同様、当社グループの事業活動へ与える影響は軽微であること。

なお、この見積りにおいて用いた仮定が、各タイトルの収益が想定よりも大きく下回ることなどにより、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金	37,200千円
計	37,200千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	10,636千円
工具、器具及び備品	22,787千円
合計	33,424千円

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約（借手側）

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	一千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	3,951,000株	48,000株	—	3,999,000株

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)による増加

48,000株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項（行使期間の初日が到来していないものを除く。）

内 記	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第8回新株予約権	普通株式	4,000株
第9回新株予約権	普通株式	290,200株
第10回新株予約権	普通株式	100,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に関する取組方針

当社グループは、スマートフォンアプリ関連事業を行うための事業計画に照らして、必要資金を主に金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金には運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち89.9%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	68,657	68,657	△0
資産計	68,657	68,657	△0
長期借入金(※3)	980,705	975,893	△4,811
負債計	980,705	975,893	△4,811

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,043,828	—	—	—
売掛金	298,515	—	—	—
敷金及び保証金	—	68,657	—	—
合計	1,342,343	68,657	—	—

(注2) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	424,890	355,265	187,190	13,360	—	—
合計	724,890	355,265	187,190	13,360	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	68,657	—	68,657
長期借入金	—	975,893	—	975,893

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、償還予定時期を見積り、リスクフリーレートを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

売上収益の主要な区分	当連結会計年度
ユーザー課金収入	2,268,007
その他	160,846
顧客との契約から生じる収益	2,428,853
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,428,853

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	226,087
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	298,515
契約負債 (期首残高)	93,795
契約負債 (期末残高)	19,783

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

は、93,795千円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が74,011千円減少した主な理由は、前受金として計上していた当社ゲームアプリの中国本土展開にかかる契約金が売上高に振り替えられたことによる前受金の減少であり、これにより89,970千円減少しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 95円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △217円96銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,943	468,383	—	468,383	153,871	153,871	△182,838	930,359
当期変動額								
新株の発行(新株予約権 の行使)	69,985	69,985		69,985				139,971
当期純損失 (△)					△605,076	△605,076		△605,076
自己株式の取得							△201	△201
自己株式の処分(新株予 約権の行使)			175,547	175,547			182,942	358,489
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								
当期変動額合計	69,985	69,985	175,547	245,533	△605,076	△605,076	182,740	△106,817
当期末残高	560,929	538,369	175,547	713,916	△451,205	△451,205	△97	823,542

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	—	930,359
当期変動額		
新株の発行(新株予約権 の行使)		139,971
当期純損失 (△)		△605,076
自己株式の取得		△201
自己株式の処分(新株予 約権の行使)		358,489
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	17,231	17,231
当期変動額合計	17,231	△89,585
当期末残高	17,231	840,774

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)の変動事由
新株予約権の発行による増加26,660千円及び新株予約権の行使による減少9,428千円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～3年
工具、器具及び備品	5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ユーザー課金収入

当社は、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社が提供する有料アイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社がアイテムを提供した時に売上を計上しております。

ロ. その他（自社IP提供先から収受するレベニユーシェア等）

当社は、自社で開発したゲームアプリを自社IPとして他社（以下、「自社IP提供先」という。）に著作物利用許諾を行っております。自社IP提供先は国内外向けのゲームアプリを開発し、プラットフォーム等を介して無料で提供するほか、アプリ内では有料アイテムを販売しております。当社はその売上の一部をロイヤルティーとして収受しており、その

入金額が確定した時点で当社の売上として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。従来、該当する会計期間にユーザーが課金した金額(①)に、前期末(②)及び該当する会計期間末(③)においてユーザーが使用していない仮想通貨(未消費仮想通貨)を見積って算定した前受金を加減算(①+②-③)することにより、仮想通貨の消費時に売上を計上しておりましたが、当事業年度から、ユーザーが仮想通貨を消費した際に提供するアイテムの性質に応じて売上を計上する方法に変更しております。なお、当社がユーザーに対して提供するアイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、結果として従来どおりユーザーが仮想通貨を消費して当社がアイテムを提供した時に売上を計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	100,000千円
関係会社長期貸付金	600,000千円

② 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金は、連結子会社である株式会社バンク・オブ・インキュベーションに対するものであります。

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行うこととしておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないこととしております。また、関係会社貸付金の評価については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合に、個別に貸倒引当金を計上することとしております。

株式会社バンク・オブ・インキュベーションは、「恋庭」の立ち上げによる多額の広告宣伝費が先行したこと等により、当事業年度末において債務超過の状況にありますが、財政状態が回復する見込であるため、株式の減損処理及び貸付金に対する貸倒引当金の計上は行っておりません。同社の財政状態の回復については、「恋庭」が今後の収益獲得に貢献し、2024年9月期までに財政状態が回復するとの仮定を置いて見積もっております。

なお、この見積りによって用いた仮定が、「恋庭」の収益が想定よりも大きく下回ることなどにより見直しが必要になった場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損及び貸倒引当金を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	454,211千円

② 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、新作ゲームアプリの開発費の増加等により、当事業年度末において税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を425,387千円計上しております。

この税務上の繰越欠損金については、繰越期間（10年）以内の一定の年数（2年）にわたる将来の課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）の見積額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。また、回収が見込まれる金額の算定において、控除見込額のスケジューリングは、当社取締役会の承認を受けた事業計画に基づいており、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に記載の仮定をおいて見積もっております。

なお、この見積りにおいて用いた仮定が、各タイトルの収益が想定よりも大きく下回ることなどにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金	27,200千円
計	27,200千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	10,637千円
工具、器具及び備品	22,787千円
合計	33,424千円

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約（借手側）

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	—千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	33,454千円
計	33,454千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（売上高）	67,270千円
営業取引（売上原価）	101,918千円
営業取引以外の取引高（営業外収益）	15,463千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	111,768株	66株	111,800株	34株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	66株
新株予約権行使に伴う自己株式の処分	111,800株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売掛金	13,815千円
減価償却超過額	45,258千円
一括償却資産償却超過額	2,936千円
敷金及び保証金	16,735千円
税務上の繰越欠損金	425,387千円
その他(注)	8,188千円
繰延税金資産小計	512,323千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△58,111千円
繰延税金資産合計	454,211千円
繰延税金資産純額	454,211千円

(注) 前事業年度において、独立掲記しておりました「繰延税金資産」の「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社バンク・オブ・インキュベーション	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任 出向者の派遣 資金の援助	経営管理料の受取 (注)1	12,000	—	—
				資金の貸付 (注)2	300,000	関係会社 長期貸付金	600,000
				利息の受取 (注)2	3,463	その他の 流動資産	3,463

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 205円93銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △157円29銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による子会社設立)

2022年11月1日付で、当社のメタバースプロジェクト（ゲーム×メタバース）の新規事業（以下、「本件事業」）に関する権利義務を新設分割により新設した株式会社バンク・オブ・インキュベーション（以下、「新設会社」）に承継いたしました。

なお、連結子会社である株式会社バンク・オブ・インキュベーションは、2022年10月1日付で株式会社Koiniwalに商号変更しております。

(1) 会社分割の目的

当社は、これまで本件事業の企画に取り組んでまいりましたが、より効率的に開発を進めていくためには独立した法人として分離すべきであると判断し、この度本件分割により完全子会社を設立することいたしました。

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、本件分割により設立される新設会社を承継会社とする簡易新設分割であります。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当交付いたしました。

(4) 新設会社の概要

①名称	株式会社バンク・オブ・インキュベーション
②所在地	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 樋口 智裕
④資本金の額	10百万円
⑤純資産の額	20百万円
⑥資産の額	20百万円
⑦負債の額	0百万円
⑧事業内容	スマートフォンアプリのサービス
⑨決算期	9月30日

(5) 会社分割の日程

取締役会決議日 2022年9月6日

会社分割の効力発生日 2022年11月1日

(注) 本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに行うこととしております。

(6) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日) に基づき、共通支配下の取引等として会計処理をしております。

(7) その他

新設会社は当社の完全子会社であるため、本件分割が翌事業年度の計算書類に及ぼす影響は軽微であります。